

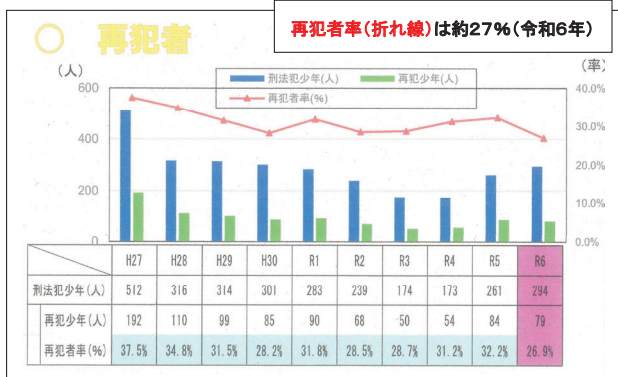
7 その他

(1) 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援

警察は、少年（20歳未満）による加害や被害の事案を認知すると必要な捜査・調査を行い、その内容に応じて、検察庁や家庭裁判所、児童相談所に通告又は送致します。少年は可塑性に富み教育可能性も高いので、司法では保護優先主義がとられ、警察・家庭裁判所・鑑別所・更生保護などにより立ち直りのために支援を行います。少年の最大の支援者である保護者にも相談や支援を受けられる環境が必要になります。非行を犯した背景にある環境を整え、再犯のリスクを下げる環境をつくる必要があります。

少年の再犯者率は、成人（5割弱）と比較すると低いものの、近年は非行少年数が減少していくなかでも3割程度で高止まりしています。

非行少年やその家族を孤立させず、当事者の困り感を受け入れて、支援していくことが求められています。



■ 非行・犯罪、問題行動等の困りごとに対応（法務少年支援センターぐんま）

法務少年支援センターぐんまは、前橋少年鑑別所が開設する地域の方々のための相談機関です。非行・犯罪、問題行動等でお悩みの方を対象に、様々な困りごとについて話を伺い、状況や問題の改善・解決に向けてできることを一緒に考えていきます。

御本人、御家族、関係機関・団体の方など、どなたでも利用可能です。心理相談のほか、機関・団体の方に向けた研修・講演や、児童・生徒への法教育なども行っています。



■ 少年の非行防止や健全な育成を図る活動（県警察本部 少年サポートセンター）

少年サポートセンターは、公認心理師等の資格を持った少年支援官や警察官、教職員等で構成されています。少年が抱える様々な問題に対応し、非行防止や健全な育成を図るための活動を行っています。

<少年相談>

非行、犯罪被害、友達関係、いじめ等、少年に絡む様々な相談を受け付けています。

本人や保護者からの電話相談や来所相談等で、一緒に問題の解決を図るお手伝いをしています。なお、必要により各児童相談所や各警察署との連携を図っています。

<立ち直りのための支援>

相談の内容等で継続的な対応が必要と認めた場合には、少年やその保護者等と面接等を継続して行い、本人の立ち直りを支援しています。県内大学の学生ボランティア（大学生少年サポーター）の協力のもと、動物とのふれあい活動、自然の中での活動、スポーツやレクリエーション等を本人や保護者に体験してもらい、少年を取り巻く「きずな」を実感させたり、少年の「自己肯定感」を向上させたりする活動を行っています。

<広報活動>

小中高生を対象に少年支援官が学校に出向いて非行・薬物乱用防止教室や情報モラル講演会等行っています。「あなたは大切な存在、あなたの話を聞かせて欲しい」という少年たちの思いや考え方を伝えるとともに、年齢に合わせた非行防止を図る予防教育を行っています。また、諸問題行動をもつ子どもへの対応に関して、「私たち大人ができること」について、保護者や教員向けの講演会も実施しています。



(2) 自殺対策

本県では、自殺者数が減少傾向にある年代が多い中で、10代の若者の自殺者数は平成9年以降横ばいで推移しており、全国的にも増加傾向となっています。また、15～34歳、40～44歳の死因の第1位は自殺となっています。そのため、若年層を対象に、SOSの出し方に関する教育や自己肯定感を高める教育などの取組を推進していきます。「第4次群馬県自殺行動計画（自殺対策アクションプラン）」より

県では、学校等の身近な場所で自殺未遂等心の課題を抱えた子どもに対して適切な対応を図ることを目的に、群馬大学に委託し、令和4年度から「子どもの心のケアネットワーク事業」を実施しています。

主な活動として教育・医療・保健福祉関係者向け研修会の開催のほか、「こどもの自殺予防相談ダイヤル」及び「自殺予防に関する教職員向け出前講座」を実施しています。

【こどもの自殺予防相談ダイヤル】

自殺に関する心配がある児童生徒への対応について、学校教職員向けの相談窓口を設置しています。

医療機関を受診するタイミングを知りたい、医療機関を受診するまでの対応について知りたい、十分な対応ができていないか自信がない、といった相談に応じています。

【自殺予防に関する教職員向け出前講座】

医師等が学校へ出向いて「心の問題」を教職員とともに考える研修を実施しています。

教職員が医療機関に相談するきっかけづくりを行っています。

(3) ヤングケアラー支援

ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」のことを言います。多くの時間を家族のケア（世話）に費やし、自分のことを後回しにしてしまう結果、心身の不調や、学校生活・将来のキャリア形成に影響を及ぼすことがあります。支援の対象者はおおむね30歳未満の方を中心として、施策内容により40歳未満の方も対象になり得るとされています。

群馬県ではヤングケアラー支援コーディネーターを配置し、ワンストップ相談窓口（電話・LINE）で相談受付を行い、必要に応じて訪問・面接等の実施、ケース会議等への出席をしています。

支援が必要な場合だけでなく、「話を聞いてもらいたい」「どうしたらいいかわからない」など様々な相談への対応も行っています。また、身近でヤングケアラーに気づいた支援者や周りの大人からの相談も受け付けています。ぜひご連絡ください。

実施機関：特定非営利活動法人虹色のかさ（群馬県委託事業）

受付時間：平日9時から17時（LINEはいつでも可）

電話番号：090-1158-4140 詳しくはコチラからご確認ください

